

財務省が提案する社会保険の適用に関する2つの見直し

財政制度等審議会(4月28日)において、財務省が社会保険の適用に関して2つの見直しを提起している。以下、財務省案を紹介した上で、若干のコメントをしておきたい。

第1は、個人単位化に向かう趨勢のなかでの「被扶養者」制度の見直しである。被用者保険における被扶養者制度は、第2次大戦中に誕生した後、家族観や扶養意識の変遷等の中で見直しが図られてきた。そして今日、「核家族化や共働き世代の増加も背景に、社会保険制度の個人単位化が求められる中、公的年金制度の第3号被保険者制度のみならず、医療保険における被扶養者のあり方についても見直しを検討すべきではないか」という。

時代の趨勢は明らかだとはいえ、個々人が置かれた状況は多様で、個人単位化が直ちに受け入れられる状況にはない。焦点の年金の第3号被保険者制度にしても、経過措置を置きつつ、範囲を縮小するという方向にならざるを得ないのではないか。見直しは当然に健保にも連動しようが、健保の被扶養者の範囲は年金よりも広く、個人単位化後の費用負担のあり方を含め、丁寧な議論が必要になりそうだ。

第2は、働き方に中立な国民皆保険の実現という観点からの制度の見直しである。その一つは、複数事業所で短時間勤務するマルチワーカーの被用者保険適用。これまで被用者保険の適用拡大を進めてきたにもかかわらず、現状では、マルチワーカーは合計の労働時間が週20時間を超えても被用者保険が適用されない。労働基準法38条では、労働時間は事業場を異にする場合においても通算すると規定されていることからすれば、「被用者保険の適用に関しても本来は労働時間を通算して判断すべき」という。この提案には筆者も全面的に賛成する。

もう一つは、被用者保険と地域保険(国保・後期高齢者医療制度)の関係。現状では、本業が個人事業で国保の適用を受けていた者が、副業として週20時間勤務の職につき被用者保険の適用を受けた場合、被用者保険の適用が優先され、国保の被保険者資格を喪失する。意図的であるかどうかを問わず、相当な事業所得がある者であれば、保険料負担が大きく軽減されるという問題がある。今後20時間未満への被用者保険の適用が進めば、問題は一層拡大する。これは公正性に欠ける適用ルールであり、早急に改められるべきだ。

この問題に関して財務省は、「保険料賦課ベースの相違(「報酬」か「所得」か)の調整等の課題はあるものの、両保険の分断を回避すべく実務的な検討を深めるべきではないか」と提案する。その参考として、「被用者保険では、複数の適用事業所で勤務し、適用要件を満たす場合には、それぞれの事業所で被用者保険に加入することとなっている」ことを例示している。これに倣えば、被用者保険と地域保険の双方の適用条件を満たす者については、就業実態に応じて給与収入と事業所得等のそれぞれに着目した負担を求めるのだろうか。提案の趣旨には賛同できるが、年金制度の適用にも連動し、実務上は極めて厄介な問題になりそうだ。

山崎 泰彦(やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)、『社会保障一時代とともに』(販売：社会保険出版社、2025年)など。

